南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十三条第一項の主務大臣の定める基準は、次のいずれかの事業の対象であることとする。

一　農地防災事業のうち、農村災害対策整備事業

二　津波・高潮危機管理対策事業

三　森林整備事業のうち、共生環境整備事業、林道改良事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業

四　治山事業のうち、予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、林地荒廃防止事業又は山地災害総合減災対策治山事業

五　水産物供給基盤整備事業のうち、地域水産物供給基盤整備事業

六　漁港漁村環境整備事業のうち、漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業又は漁村再生交付金事業

七　港整備交付金事業

八　漁港防災対策支援事業

九　農村地域防災減災事業

十　特定漁港漁場整備事業

十一　水産流通基盤整備事業

十二　漁港施設機能強化事業

十三　水産生産基盤整備事業

○農林水産省告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町石打松下字小畑二〇、春野町長蔵寺字シナノ向一六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑二〇・字シナノ向一六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂一一三七の七・一一三七の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天狗垂一一三七の七・一一三七の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町石打松下字ウツキマ五一八の一・五一九の一・五二〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、春野町越木平字水之元一八三、字ソウダ一八四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町日笠上字寺掛三一、字寺山一五八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町矢田字岩屋一二一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町南河内字仲村四一一、四一三の一、字長畑四二二の一、四二二の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一、四三〇の二、四六四、四六五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲村四一一（次の図に示す部分に限る。）、四一三の一、字長畑四二二の一・四二二の二・四三〇の一・四三〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四二九の一、四二九の二、四六四、四六五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）